

生駒市総合公園体育施設リニューアル事業基本計画策定業務委託仕様書

1. 業務名

生駒市総合公園体育施設リニューアル事業基本計画策定業務

2. 目的

本市では、性別・年齢・障がいの有無・体力に関係なくそれぞれのライフステージに応じたスポーツライフの展開、種目別の競技力の向上等、多様化するスポーツニーズに応え、身近な地域で市民一人ひとりがスポーツを継続的に実践できる環境の整備に取り組み、更なる生涯スポーツ社会の実現を目指し、令和6年2月に「第2期生駒市スポーツ推進計画」を策定した。

スポーツの振興にはスポーツ施設の整備が必須だが、現在、これらの施設において老朽化が進み、保全や更新等が必要な状況になってきたため、施設の現状を把握し、今後のあり方の検討をおこなうため、令和6年度に生駒市スポーツ施設整備等に伴う調査（以下、調査）を実施した。

調査の結果、総合公園体育館については、早急に対応の検討を要する箇所があることが判明した。総合公園体育館及び総合公園グラウンド（昭和58年開設）は、奈良県で実施された第39回国民体育大会（わかき国体）の生駒市開催競技であるハンドボール競技会場として整備し、開設から41年が経過している。総合公園体育館は、令和13年度に開催予定の第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会奈良大会でも会場地と内定していることから整備が必要となる。

これらのことから、総合公園体育施設内に新たな体育館を建設するとともに、市内スポーツ施設や周辺小中学校プールの集約化等について検討を行い、令和7年に生駒市総合公園体育施設リニューアル事業基本構想（以下、「基本構想」という。）を策定した。

本事業は、基本構想を踏まえ、総合公園体育施設リニューアル事業を具現化し、生駒市総合公園リニューアル事業基本計画を策定するものである。

3. 委託期間

契約締結日から令和8年（2026年）6月30日まで

4. 対象施設

総合公園体育施設

住所：小明町1807番地1

既存施設：

用途	構造	階数・コート面	建築年・供用開始年	延床面積
体育館	RC+S造	3階	1983年	2,978.2㎡
相撲場	S造	1階	1997年	143.1㎡
グラウンド	—	—	1983年	14600.0㎡
テニスコート	—	3面	1985年	2660.0㎡

5. 委託業務内容

本業務は、第2期生駒市スポーツ推進計画及び基本構想を踏まえ、生駒市総合公園リニューアル事業基本計画を策定するものであり、具体的な業務内容は、以下に示すものである。なお、実施に当たっては、スポーツ振興課と十分に打合せを行うこと。また、打合せを実施した際は、A4版で議事録を作成すること。

●施設整備条件等の詳細検討

・前提条件の調査・整理

総合公園体育施設リニューアル事業実施手法（整備及び運営手法）

建設予定地にかかる建築等条件確認

法規制の確認及び規制の要件整理、法関連必要手続きの整理、対応

第2期生駒市スポーツ推進計画及び基本構想との整合性

関係法令及び市関連計画等との整合性

市内スポーツ施設等の統廃合及び集約化の検討

・施設条件の検討

コンセプト、諸室や施設内容の設定、適切な施設規模、必要な設備、動線、外構、環境、防災、ユニバーサルデザイン、雨水流出抑制施設等

・総合公園体育施設内配置計画の検討

・総合公園体育施設内各施設構造及び設備計画の検討

・概算事業費の試算

イニシャルコスト、ランニングコスト

・交付金、補助金等の算定や必要手続きの整理

・総合公園リニューアル事業の全体計画、整備完了までの事業スケジュールの検討

なお、法規制等に関する資料、概算事業費、交付金、補助金等に関する資料、事業スケジュールなどの提出時期については、スポーツ振興課とその都度協議の上決定する。

●利用者及び子どもなど多様な世代の意向把握、関係機関等との協議支援等

・関係機関団体への意見聴取会議の開催の支援（4回程度）

・利用者等へのヒアリング（1回・40人程度）

・市民へのWEBアンケート

・子どもなど多様な世代対象のワークショップ（2回程度）

・パブリックコメントの支援（令和8年3月頃実施予定）

上記業務の会議等の出席、企画運営、運営支援、資料作成、議事録作成、成果の取りまとめ等

6. 成果物の種類

①計画書 本編

②計画書 概要版 A4版 8ページ程度 カラー版

③イメージパース図

④その他計画を策定するにあたり作成した資料（法規制等に関する資料、概算事業費、交付金、補助金等に関する資料、事業スケジュールなどを含む）

- ・成果物の規格は、原則としてA4判とし、書式は生駒市と協議の上決定すること。
- ・印刷物で頁数が多いものは、着脱可能なファイル綴りを使用し、必要に応じて適宜分冊の上、背表紙及びインデックスを使用して見やすく整理すること。
- ・データは原則としてUSBメモリ等の収録媒体に格納し、データの種類等はスポーツ振興課と協議し決定すること。
- ・それぞれの納入期限は、スポーツ振興課と協議し決定すること。

7. その他

- (1) 本業務に必要な市の行政資料をスポーツ振興課が提供する場合は、適切に取り扱い、業務完了後、速やかに返却すること。その他必要な資料については、受託者が収集作業を行うものとする。
- (2) 実施要領における所定の条件を備えるとともに、本業務の実施にあたり、本業務に係る関係諸法令及び関連条例等の順書を徹底すること。また、受注者は、生駒市が提供する資料を十分整理分析のうえ、業務に取り組むこと。
- (3) 個人情報保護法の内容を十分に遵守し、本業務において取得した個人を特定できる個人情報については、その秘密を外部に漏らしてはならない。業務完了後も同様とし、この業務に携わる従事者全員に徹底させること。
- (4) 本業務で作成した成果品の著作権及び所有権は、生駒市に帰属するものとし、受託者は成果品を他に利用、公表または貸与してはならない。ただし、内容により、スポーツ振興課と協議し承認の上、公表または貸与することができる。
- (5) 受託者は、受託業務の全部を第三者に委託することはできない。
- (6) 契約を締結する段階でスポーツ振興課に対して報告を行った担当者等の変更を行う場合は、必ずスポーツ振興課に承諾を得ること。
- (7) 本業務のスケジュール管理について、変更が生じる場合はスポーツ振興課に事前に報告し、適宜変更すること。
- (8) この仕様書に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、その都度双方が協議しこの仕様書に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、その都度双方が協議し決定する。